

富山県新型コロナ安心対策飲食店認証基準（感染症予防対策チェックシート）の 「2. 施設・設備の衛生管理の徹底」について（補足）

2. 施設・設備の衛生管理の徹底

換気について、以下の①、②のいずれかの基準を満たしている。

【特定建築物（※）】の場合

※【特定建築物】とは、「建築物衛生法（建築物における衛生的環境の確保に関する法律）」で規制を受けている建物になります。

店舗が入っている施設が【特定建築物】に該当するか、施設管理者等に問い合わせ、管理状況等を確認の上、記載してください。

- ① 建築物衛生法に基づく空気環境の調整に関する基準を満たしているか確認している。満たしていない場合は、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行っている。

【特定建築物】以外の施設の場合

- ② 次の(ア)、(イ)のいずれか（又は両方）を行っている。

(ア) 換気設備により必要換気量（一人あたり毎時30m³）を確保している。

必要換気量が足りない場合は、入店者数を調整して一人あたりの必要換気量を確保するとともに、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行っている。

(イ) 窓の開放による換気の場合は、1時間当たりの換気回数を2回以上確保するため、30分間に1回、5分間程度、2方向の窓を全開（窓が一つしかない場合は、ドアを開ける）するなどして十分な換気を行っている。

また、換気のため窓やドアを開放している旨、利用者に周知し、協力を要請している。

⇒ ・店舗の入っている施設が【特定建築物】に該当するかどうかは、施設管理者等に問い合わせ、管理状況等を確認してください。

【特定建築物】に該当するかどうか不明な場合は、上記【特定建築物】以外の施設の場合 ② (イ) 「窓の開放による換気」を行ってください。

・店舗の入っている施設が【特定建築物】以外の施設で、② (ア) 「換気設備により必要換気量（一人あたり毎時30m³）を確保」しているか不明の場合は、② (イ) 「窓の開放による換気」を行ってください。